

最低賃金、確認した？

大分県 最低賃金が改定されました。

平成29年
10月1日から

〈時間額〉

737 円



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認！



最低賃金に関するお問い合わせは大分労働局または最寄りの労働基準監督署へ
大分労働局ホームページアドレス
<http://oita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



最低賃金制度とは？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上に
なっているか確認！



確認の方法は？

確認したい賃金^(※1)を時間額にして、
最低賃金額^(※2)(時間額)と比較しよう。

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額

使用者も、労働者も、

必ず確認、最低賃金。

スマホ、携帯で自分の地域の
最低賃金を確認しよう！



リサイクル適性④
この印刷物は、印刷用の紙へ